

高校生活について

(1) 礼儀・作法

お互いに人格を尊重し、敬意をもって接しよう。また、あいさつは日常的に自分のものとしよう。

(2) 身だしなみ・服装

- ① 通学には服装規程に定める制服を着用すること。
- ② 服装は清楚で気品あるように心掛けること。髪の毛の染色・パーマネント及び奇抜なものは禁止。
- ③ 化粧・ピアス等の装飾品は禁止。
- ④ 通学靴は学生にふさわしいものを使用すること。校舎内では定められた上履きを用い、体育館フロアには体育館シューズまたは素足であがること。

(3) 登校・下校

- ① 8時30分までに登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ず外出しなければならないときは、所定の外出許可証に用件を記入し、教員の許可印を得ること。
- ② 下校時刻は午後5時。

(4) 校内生活

自主性を尊重し、学校生活がお互いの努力によって、明るく楽しいものとなるよう心掛けよう。

- ① 貴重品はなるべく持参しないこと。やむを得ず持参したときは、紛失や盗難のないように注意を払うこと。なお体育や部活動などで携行できないときはロッカーを利用すること。
- ② 校内における金品の紛失・盗難・拾得については必ず生徒指導部に届けること。
- ③ 校舎や学校備品などを大切に扱い、汚したり壊したりしないようにすること。
- ④ 備品などを過って破損させた場合は、関係教員または学級担任に申し出ること。なお補修にかかる費用については原則実費負担とする。
- ⑤ 学習に関係のない雑誌、漫画、遊戯具は学校に持参しないこと。
- ⑥ 授業中の携帯電話の使用は原則として禁止。特に考查中は厳禁とする。

(5) 校外生活

高校生としての自覚をもち、自律ある行動をしよう。

- ① 高校生として好ましくない場所への出入りは厳に慎むこと。
- ② 下校時の無駄な寄り道や、夜間の外出は控えること。
- ③ 旅行に出る際は周到な計画をたて、保護者の承認を得ること。学割が必要な場合には旅行届を提出し、生徒指導部・学級担任・事務室の承認を得ること。
- ④ アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情などによりやむを得ずアルバイトをする場合は、事前に保護者・担任などとよく相談し、アルバイト届を提出すること。

(6) 禁止事項

- ① 飲酒・喫煙・シンナーなどの薬物の使用及び同席。

- ② 暴力行為や他人に迷惑をかける行為。
- ③ 他人を誹謗中傷するメールや、SNS などへの書き込み。
- ④ 考査中の不正行為。
- ⑤ 通学時に単車や自動車を運転すること（休日、制服での運転も含む）。重大な交通違反、暴走行為など。

上記の禁止事項に違反した生徒には、懲戒処分を含む厳重な指導を行う。

(7) アルバイト規定

- (1) 授業期間中のアルバイトは禁止する。ただし、授業料減免、奨学金を受けている等の真にやむをえない事情のある場合は、以下のルートを通して認める場合がある。

《許可ルート》

保護者→担任→学年生指係→部長

- (2) 長期休業中のアルバイトについては、以下の禁止条件下のものを除いて届け出制とし、担任を届出先とする。

《禁止の条件》

- ①危険度の高い業務に従事する場合
- ②就業時間が夜間にわたる場合
- ③単車や自動車を使用する場合

《届け出ルート》

保護者→担任→学年生指係→部長